

介護保険制度の見直し

今後、市内では、新しい民間介護老人福祉施設やサービス事業所などの設置が予定されており、施設入所者が増加することにより介護給付費は、さらに増大するものと予想されます。そのため、今後の介護保険制度を維持するために、施設サービス費や、6年間据え置いてきた介護保険料の見直しなど、各種制度の見直しが必要になっていきます。

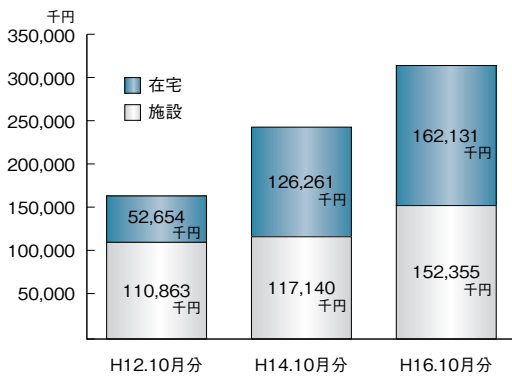
施設サービス費の見直し

介護サービスの利用者状況を、施設と在宅で比較した場合、平成16年10月現在では、施設サービス利用者が44人なのに対し、在宅サービス利用者は、約3・3倍の千482人となっています。

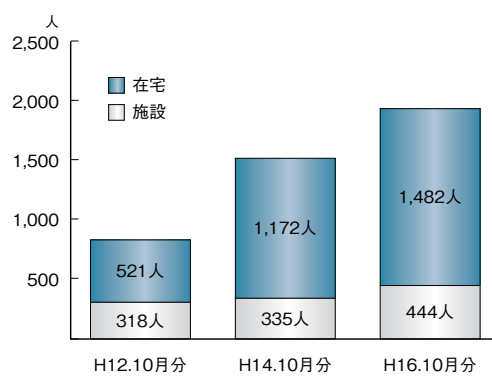
一方、介護サービスに対して市が支払った介護給付費の総額は、在宅サービスが施設サービスをやや上回る程度になっています。これは、一人当たりの施設サービス費が在宅サービス費の約3倍かかるためです。

このことから、在宅サービス利用者と施設サービス利用者との負担の公平性を保つため、施設利用者について「居住費」と「食費」が、介護給付の対象から外れることになりました。

月別サービス利用総額



月別サービス利用者数



「新予防給付」制度の開始

平成18年4月から「新予防給付」制度が新設されることになりました。

これは、増加の一途をたどる軽度要介護認定者の重度化を予防する制度です。今後は、軽度の要介護認定者に対して、重度化を防ぐメニューを取り入れ、検証しながら予防システムを作ってまいります。

そのため、現行の「要介護1」が、要介護1と「要支援2」に分けられます。よって、更新時に予防効果が期待できる方については、審査結果により、要支援2と判定され、予防給付を受けることができます。



お知らせ

介護保険施設などの「居住費」と「食費」が保険給付の対象外になります。

10月1日から、「居住費」と「食費」が自己負担になり、現行の所得段階第3段階以上の方については、月額約2〜3万円の負担増となります。

ただし、介護保険施設に入所している低所得者（現行の介護保険の所得段階第2段階以下）の方には、課税年金収入や所得に応じた負担限度額を定めま

す。利用者負担については、施設と利用者の契約により定められます。詳しくは、現在入所している施設へお問い合わせください。

軽減対象者確認のため、要介護認定者の課税年金収入と所得の確認を行います。

施設給付費の見直しにあたり、現在、要介護認定を受けている方の課税年金収入と所得の確認を行いますので、長寿課で手続きをお願いします。

（利用者へは、後日通知します。）